

“倒産・解雇などによる離職”(特定受給資格者)や
“雇い止めなどによる離職”(特定理由離職者)をされた方へ

平成22年4月から 国民健康保険料(税)が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）
- として失業等給付を受ける方（65歳未満）です。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減を受けるにはどうすればいいですか？

下記のものを持参のうえ、市国保年金係に申請してください。

- ・雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知
(離職事由コード：11、12、21、22、23、31、32、33、34)

お問い合わせ

- ・申請方法等については⇒市民保険課 国保年金係 TEL22-1111(内線426)
- ・国保税額等については⇒税務課 市民税係 TEL22-1111(内線509・510)

非自発的離職者に対する国民健康保険税の軽減措置チェックシート

平成21年3月31日以降に離職されましたか？

はい

いいえ

該当しません。

納付方法や減免制度について、税務課にてご相談ください。

離職時点で65歳未満でしたか？

はい

いいえ

該当しません。

雇用保険受給資格者証をお持ちですか？

はい

いいえ

離職票をハローワークへ持参し、雇用保険受給の手続きを行ってください。

雇用保険受給資格者証の離職理由番号は、「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」のいずれかですか？

はい

いいえ

該当しません。

納付方法や減免制度について、税務課にてご相談ください。

該当します。

軽減申請書にご記入いただき、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の写しをご提出ください。